

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月27日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○知事 ●市区町村長等
2. 都道府県名	奈良県
3. 市区町村名	高取町
4. 届出番号	19
5. 独自利用事務の事例番号	94-0
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.takatori.nara.jp/soshiki_view.php?so_cd1=2&so_cd2=6&so_cd3

執行機関名 高取町長

その他の事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	徘徊高齢者家族支援サービス事業に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成二十七年九月十八日高取町条例第二十四号)別表第一 第十七の項 徘徊高齢者家族支援サービス事業に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第一条	高取町徘徊高齢者家族支援サービス事業実施要綱第一条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。	(趣旨) 第一条 この要綱は、認知症等の原因により徘徊する又は徘徊する恐れのある高齢者(以下「徘徊高齢者」という。)の家族に対し、GPS等による位置検索システム(以下「位置検索専用端末機」という。)又は反射ステッカーを活用することにより、徘徊高齢者の安全を確保するとともに、家族の精神的・肉体的負担の軽減を図り、徘徊高齢者の在宅生活における質の向上に資するため、徘徊高齢者等家族支援サービス事業(以下「本事業」という。)を実施することにつき、必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		高取町徘徊高齢者家族支援サービス事業実施要綱

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 3 号	高取町徘徊高齢者家族支援サービス事業実施要綱第五条及び第六条
②事務の内容	介護保険法第五十条の居宅介護サービス費等の額の特例の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	高取町徘徊高齢者家族支援サービス事業実施要綱第五条及び第六条の利用の申請及び費用負担の算定に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 3 号 イ	高取町徘徊高齢者家族支援サービス事業実施要綱第六条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報	当該利用対象者に係る生活保護実施関係情報

備考	
----	--